(第1面)

## 特別管理産業廃棄物処理計画書

2025 年 6月 6日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県神戸市垂水区学が丘1丁目21 氏名 神戸掖済会病院 院長 藤 久和 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 078-781-7811

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	Ø	名	称	神戸掖済会病院		
事	業	場(	の	f 在	地	兵庫県神戸市垂水区学が丘1丁目21番1号		
計		画	其	1	間	令和7年4月1日~令和8年3月31日		
当記	亥事業	業場に	おい	て現り	こ行	っている事業に関する事項		
	①事業の種類					病院		
	②事業の規模					325床		
	③従業員数					560人		
				業廃棄 ひ工程		①院内各廃棄物発生現場→②院内収集・分別受託業者→ ③収集・運搬受託業者→④中間処理受託業者→⑤最終処理現場		

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 病院管理者 (院長) 廃棄物管理者 事務部(処理計画担当)・診療部・診療補助部・看護部 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 【前年度(令和 6年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 7300 感染性廃棄物 排出量 233. 333 t t (これまでに実施した取組) ①現状 感染性廃棄物の分別・取扱いに十分注意した。 【目標】 特別管理産業廃棄物の種類 7300 感染性廃棄物 排出量 190 t t (今後実施する予定の取組) ②計画 適正に分別・廃棄処理を行い、排出量の抑制・減量に努める。 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物の取り扱いに十分注意し、分別を徹底し廃棄した。 ①現状 (今後分別する ) 正の特別官埋産 美 発 乗物の 種類 及び分別に 関する 取 適正な分別・廃棄処理に引き続き務める。 ②計画

自员	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項						
		【前年度(令和 6 年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄	物			
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	t		
	①現状	(これまでに実施した取組)					
		【目標】	<b>.</b>				
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄	物			
		自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t		
	②計画	(今後実施する予定の国	<b></b>				
			vi alta ett				
	o 行 ク 特別 管 埋 産 業 / 「	廃棄物の中間処理に関す   【***   *					
		【前年度(令和 6 年度)実績】 					
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄	物			
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		t	t		
	①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		t	t		
		(これまでに実施した取組)					
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄	物			
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		t	t		
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		t	t		
	②計画	(今後実施する予定の)	<b></b> 负組)				

自身	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項							
		【前年度(令和 6年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	J				
		自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t				
	①現状	(これまでに実施した取	文組)	•				
		F and large						
		【目標】		1				
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	]				
		自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t				
	②計画	(今後実施する予定の取	文組)	•				
	the warder Mr. Hardard							
特別 	特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
		【前年度(令和 6 年度)実績】 						
		特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	J .				
		全処理委託量	t	t				
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t				
		再生利用業者への 処理委託量	t	t				
	①現状	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t				
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t				
		(これまでに実施した取	文組)					
1								

(第5面)

	(>13	О Щ /	
	【目標】		_
	特別管理産業廃棄物の種類	7300 感染性廃棄物	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の)	取組)	•
	【前年度(令和年)	度実績】	
	特別管理産業排出(ポリ塩化ビフェニル廃棄物	量 Mを除く。)	t
電子情報処理組織	(今後実施する予定の)	取組)	
用に関する事項			
※事務処理欄			

## 備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃 棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。